

入 札 説 明 書

令和6年1月29日千葉市公告第56号により公告した令和6年度機密文書随時再資源化処理業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度機密文書随時再資源化処理業務委託

(2) 契約内容の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所本庁舎

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づく許可を取得していること。ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。

ア 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを取り扱う者で、同法第7条若しくは第14条に基づく許可を取得していない者。

イ 処分に係る協力会社を届け出する場合で、当該協力会社が機密文書を有償で買い取り再

資源化するときは、その処理施設において ISO/IEC 27001 認証を取得していること。

(4) 平成31年度から令和5年度の間、同種業務の履行実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和6年2月7日(水)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。ただし郵送による場合は、令和6年2月6日(火)までに書留郵便にて必着とする。

(2) 提出場所 後記9の契約事務担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

(4) 確認通知 令和6年2月9日(金)までに申請者に対して入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札に関する質問

(1) 受付期間 令和6年2月13日(火)から令和6年2月15日(木)正午まで

(2) 提出方法 後記9の契約事務担当課に質問書を電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限 令和6年2月16日(金)

(4) 回答方法 受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問が無い場合は回答しない。

6 入札手続等

(1) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、積算内訳書を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(2) 入札書等の提出期限

令和6年2月27日(火)午後4時まで

(3) 入札方法

入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)に必要事項を記載(別紙「封筒記載例」を参考)し、次の方法により提出する。ただし、入札辞退届については、二重封筒によらないものとする。

ア 郵送による入札の場合は、書留郵便により前記(2)の提出期限までに送付すること。(必着)書留郵便によらない場合は失格とする。なお、郵送入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。

イ 持参による入札の場合は、前記(2)の提出期限までに千葉市役所高層棟5階Aカウンターにて後記9の契約事務担当課まで提出すること。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、各項目の単価（税抜）とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和6年2月28日（水）午前10時

イ 開札場所 総務局総務部総務課

(7) 落札者の決定方法

千葉県契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札保証金を免除とされた者が落札者となった場合において、正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額に予定数量を乗じた総額の100分の3を違約金として徴収する。

(8) 無効となる入札

千葉県契約規則第16条の規定に該当する入札

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札を行うものとし、期日等について、契約事務担当課からFAX又は電子メールにより通知する。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉県契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局総務部総務課文書班

電話 043-245-5026

電子メール somu.GEG@city.chiba.lg.jp